

平成23年9月吉日

大阪商工会議所 会員各位

日本CSR普及協会近畿支部  
支部長 山田 庸男

本CSR普及協会近畿支部 法律セミナー

## 独占禁止法における優越的地位の濫用

日本CSR普及協会近畿支部は、かねてから企業向けセミナーを開催してまいりましたが、今般、大阪商工会議所・大阪弁護士会との共催により、「独占禁止法における優越的地位の濫用に関する規制」について、セミナーを開催致します。

### 「協賛金を支払って欲しい」「従業員を派遣して欲しい」

皆様は、取引先からこんな要請を受けたことはありませんか？ 取引停止を恐れてやむを得ずこれらの要請に応じたことはないでしょうか？

これらは、「優越的地位の濫用」といい、独占禁止法に違反する可能性があります。名前はやや硬いのですが、企業活動の中でごく普通に生じやすい、重要な問題です。気がつかないで自社が「優越的地位の濫用」をしてしまった、困り果てて無理な要請に応じてしまった。そんなご経験はないでしょうか。

今回は、「優越的地位の濫用」を取り締まる公正取引委員会の担当者を招き、この問題に詳しい弁護士とともに、具体的な例を交えながらわかりやすく解説いたします。

また、セミナー終了後には、参加者による交流会も予定しております。

ご参加の方は、10月28日までに裏面の申込書によりお申し込み下さい。多数のご参加をお待ち致します。

日時	平成23年11月4日（金）午後4時～6時
場所	大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1丁目12番5号 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」、堺筋線「北浜」から徒歩5分、 堺筋線「南森町」から徒歩8分。 JR東西線「大阪天満宮」から徒歩8分。 大阪弁護士会HP <a href="http://www.osakaben.or.jp/">http://www.osakaben.or.jp/</a>
講師	寺川 祐一 氏（公正取引委員会近畿中国四国事務所 所長（予定）） 藪内 俊輔 氏（日本CSR普及協会会員・弁護士）
テーマ	独占禁止法における優越的地位の濫用に関する規制
参加費	無料
対象	大阪商工会議所会員企業 大阪弁護士会所属弁護士
共催	大阪商工会議所、大阪弁護士会

## 日本CSR普及協会近畿支部

### 「独占禁止法における優越的地位の濫用に関する規制」申込み書

共催：大阪商工会議所・大阪弁護士会

日時：平成23年11月4日（金）午後4時から

場所：大阪弁護士会館

第1部 法律セミナー（午後4時～6時）

無料。概要については表面記載の通り

第2部 参加者交流会（午後6時～7時）

無料。大阪弁護士会館にて

---

申込期限：10月28日

申込み先：日本CSR普及協会近畿支部・事務局長（藤木久宛。FAX06-6262-2470）。近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）からも参加のお申し込みができます。

法律セミナー（11月4日（金）午後4時～6時）

・参加

参加者交流会（同日午後6時～7時）

セミナーにご参加の方は下記にもご回答ください（一応の目安です。当日のご変更も結構です）

・参加

・不参加

会社名・部署名：\_\_\_\_\_

部署ご住所：〒\_\_\_\_\_

申込者氏名：\_\_\_\_\_

電話・FAX：電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

メールアドレス：\_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒541-0051 大阪市中央区備後町1丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル6階

藤木総合法律事務所内 TEL 06(6262)1840 FAX 06(6262)2470

---

当近畿支部は近畿弁護士会連合会の弁護士と企業会員によって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。詳しくは近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）ご高覧ください。